

鹿屋市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市機構集積協力金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農地集積・集約化対策事業実施要綱」を「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」に改める。

第3条第1号中「別記2第5」を「別記3-1第5」に改め、同条第2号中「別記2第6」を「別記3-1第7」に改め、同条第3号を削る。

第4条第3号を削る。

第5条中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第6条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「農地集積・集約化対策事業実施要綱」を「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第5号様式を別記第4号様式とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。